

2025 年 6 月 15 日

お客さま各位

福井市順化 1 丁目 6 番 9 号
株式会社 福邦銀行

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への
休眠預金等の移管に関する公告

福邦銀行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」第 3 条第 1 項に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次の通り公告いたします。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、福邦銀行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを受けることができます。

ご不明な点は、福邦銀行のお取引店舗窓口までお問い合わせください。

1. 対象となる預金等

2015 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までの間に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納付予定日

2026 年 3 月 19 日（木）

以上